

# 大阪食協 NEWS

令和3年3月  
第100号

## 新年度を迎えるにあたって



公益社団法人大阪食品衛生協会  
会長 津田 孝治

新しい年度(令和3年度)を迎えるにあたりご挨拶を申し上げます。

平素より当協会の事業活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

「新型コロナウイルス感染症」は、我々の想像を超え全世界的な拡大を見せ、未だ終息の気配が見えません。皆様方におかれましても、営業の自粛や営業時間の短縮などの制約を強いられたり、人との接触を制限されるなど困難な事態に直面されたことと思います。当初は、夏前には終息するのではないかと推測もありましたが、第2波・第3波と感染者が増加し、本年1月には再度緊急事態宣言が出されることとなりました。まったく予断を許さない状況に頭を悩ませる日々が続いておりますが、2月に入り医療関係者を皮切りに、高齢者の順にワクチンの接種も始まりましたので、いずれ終息し、今まで通りの生活が取り戻せると確信しております。そして、今年は東京オリンピックが1年遅れで開催されます。無観客の可能性もありますが、開催されれば明るいニュースとなることでしょう。

さて、食品衛生法改正によって本年6月より営業許可制度の見直しならびに営業届出制度の創設がなされます。また、届出業種・許可業種にかかわらず食品を取り扱う事業者は、食品衛生責任者が必置となり、あわせて「HACCP」に沿った衛生管理の導入が義務付けられます。従来の自主衛生管理との違いは、食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を分析・把握し、食品の製造過程や料理の調理過程において、危害要因を排除し、排除したことなどを日々記録することにあります。これは、皆様の作られる製品や料理を、製造や調理する段階(過程)において、健康被害につながる要因を排除することにより、より安全で安心な製品や料理を提供することができる衛生管理方法です。ぜひとも取り組みを進めていただきたいと思います。

「大阪食協NEWS」は昭和55年9月の創刊以来、今号の発刊をもって第100号となりました。本来であればこの記念すべき第100号を昨年9月に発行する予定でしたが、「新型コロナウイルス感染症」により、当協会の事業はそのほとんどが中止を余儀なくされたため、発行を見合わせざるを得ませんでした。この度、多くの皆様のご尽力により発刊できましたことを感謝申し上げます。

創刊第1号の記事を見ますと、森利兵衛会長代行の創刊あいさつや、岸昌大阪府知事、大島靖大阪市長、我堂武夫堺市長のお祝いの言葉が一面を飾っております。また、昭和35年より長きにわたり当協会初代会長を務められた武田長兵衛氏逝去の報も掲載され、当時の状況を知ることができる誌面となっております。この第100号も通過点として未来に引き継がれることを願っております。

結びに、「新型コロナウイルス感染症」の終息を強く願うとともに、感染された方の早期回復、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、会員の皆様方のご健勝ご多幸を祈念し、あいさつとさせていただきます。



## 令和2年度実施事業について

### <理事会・総会>

令和2年5月13日に予定しておりました理事会は開催を見合わせ、書面により行い同年5月12日に理事会で決議があったものとみなされました。総会は当初の開催予定日と会場を変更して、6月25日大阪薬業クラブ2階会議室で開催しました。

### <食品衛生責任者養成講習会>

令和2年3月から5月まで開催を中止しましたが、6月より人数管理の厳格化、受講者に対する検温や手指消毒を徹底した上で再開いたしました。12月までに61回開催し6,521名の方が受講されました。(前年同期間41回開催7,533名受講)

## 令和2年叙勲褒章受章者のご紹介

## ＜秋の叙勲＞（敬称略）

## ○旭日双光章

井上 源造（大阪府生菓子協同組合理事長）

## ○旭日単光章

松下 昭夫（大阪府中華料理業生活衛生同業組合副理事長）

## ＜秋の褒章＞

## ○黄綬褒章

前田 秀雄（元ひさご屋代表取締役）

## 令和2年度食品衛生表彰受賞者のご紹介

## 1 厚生労働大臣表彰（順不同、敬称略）

## ＜食品衛生功労者の部＞

米山 順介（東大阪市西支部・豆腐製造業）

板村 孝（東成支部・豆腐製造業）

西村 秀春（城東支部・飲食店営業）

的場 巖（天王寺支部・めん類製造業）

岡部 友彦（天王寺支部・菓子製造業）

睦本 法孝（鶴見支部・食品販売業）

## ＜食品衛生優良施設の部＞

株式会社瓢月堂（八尾市・菓子製造業）

株式会社カゴモト（豊中市・食肉処理業）

株式会社オイスシ（泉大津市・菓子製造業）

株式会社ナカニシ製菓（大阪市阿倍野区・菓子製造業）

ホテルモントレ23F宴会第一厨房・

21F会議室用パントリー A/B（飲食店営業）

## 2 厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰（順不同、敬称略）

松本 芳夫（浪速支部・飲食店営業）

段 為梁（中央支部・飲食店営業）

島田 吉雄（北支部・食肉販売業）

山田 孝司（東大阪市東支部・飲食店営業）

## 3 日本食品衛生協会会長表彰（順不同、敬称略）

## ＜食品衛生功労者の部＞

奥田 辰造（富田林支部・菓子製造業）

小川 恵康（東大阪市中支部・飲食店営業）

林 孝信（貝塚支部・菓子製造業）

北尾源太郎（八尾支部・魚肉ねり製品製造業）

高須 昭吉（平野支部・添加物製造業）

林田 喜弘（浪速支部・菓子製造業）

宮本いつ代（都島支部・支部役員）

向井 祥三（住吉支部・菓子製造業）

日笠 一男（住吉支部・菓子製造業）

## ＜食品衛生優良施設の部＞

株式会社松ちゃん給食久宝寺工場（八尾市・飲食店営業）

柿千 仕込蔵（松原市・飲食店営業）

株式会社三愛（和泉市・食肉製品製造業）

有限会社一心堂（堺市・菓子製造業）

淀川キリスト教病院 患者厨房（大阪市東淀川区・給食施設）

ダイマツヒラノファクトリー（大阪市平野区・そうざい製造業）

社会福祉法人枚方療育園ピアンエトール恭愛 給食場

（大阪市西成区・給食施設）

株式会社大つる（大阪市生野区・そうざい製造業）

## 4 日本食品衛生協会理事長表彰（敬称略）

野村 武司（東大阪市東支部・菓子製造業）

## 5 食品衛生指導員制度創設60周年記念会長感謝状

（順不同、敬称略）

北川 雅文（泉佐野支部・菓子製造業）

北村 好（阿倍野支部・食品販売業）

粟飯原昌弘（東大阪市西支部・飲食店営業）

## 大阪府からのお知らせ

## 「食品表示に関するお知らせ」

## ○新たな原料原産地表示制度へのご準備をお願いします！

2017年9月1日の食品表示基準改正により、国内で製造した全ての加工食品を対象に、原料原産地表示が義務付けられました。現在は経過措置期間中ですが、2022年4月1日以降に「製造」した一般消費者向けの加工食品は、以下の規定による表示が必要です。加工食品の原材料のうち最も重量の重い原材料の原産地（対象原材料が加工食品の場合はその製造地）の表示が必要です。原料原産地が複数ある場合は、別別に重量順で表示しますが、それが困難な場合は条件に従い「又は表示」や「大括り表示」といった方法での表示も可能です。経過措置期間終了まで1年となりました。ご準備がまだの事業者の方は、下記消費者庁のパンフレット等を活用し準備を進めましょう。

## 【表示例1】

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉・・・

## 【表示例2】

名 称	鶏唐揚げ弁当
原材料名	米（国産）、鶏唐揚げ、卵焼き・・・

※米トレーサビリティ法に基づき、使用した米の産地表示（下線部）も必要になります。

## ▶▶消費者庁パンフレット

「早わかり食品表示ガイド（令和2年11月版）」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pamphlets/assets/02\\_h-foodlabelling\\_202011.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/02_h-foodlabelling_202011.pdf)



## ○栄養成分表示をしている事業者の方へ

2020年12月に日本食品標準成分表が改訂されました。日本食品標準成分表のデータを用いて栄養成分表示をされている事業者の方は、下記消費者庁のガイドラインをご参照のうえ、定期的な表示値の見直しをお願いします。

## ▶▶消費者庁ガイドライン

「＜事業者向け＞食品表示法に基づく栄養成分

表示のためのガイドライン 第3版（令和2年7月）」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/pdf/food\\_labeling\\_cms206\\_20201001\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_20201001_02.pdf)



## ○不明な点がある場合は、下記「大阪府内食品表示相談窓口一覧」を確認の上、ご相談下さい。

## ▶▶大阪府内食品表示相談窓口一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hyouji/hyouzuisoudan.html>



JASRAC®

お店での  
カラオケ・生演奏・BGMの  
著作権手続きは  
お済みですか？

お手続きについては  
下記支部まで  
お問い合わせください

ジャスラ

日本音楽著作権協会 大阪支部

大阪市中央区今橋3-3-13 ニッセイ淀屋橋イースト3F

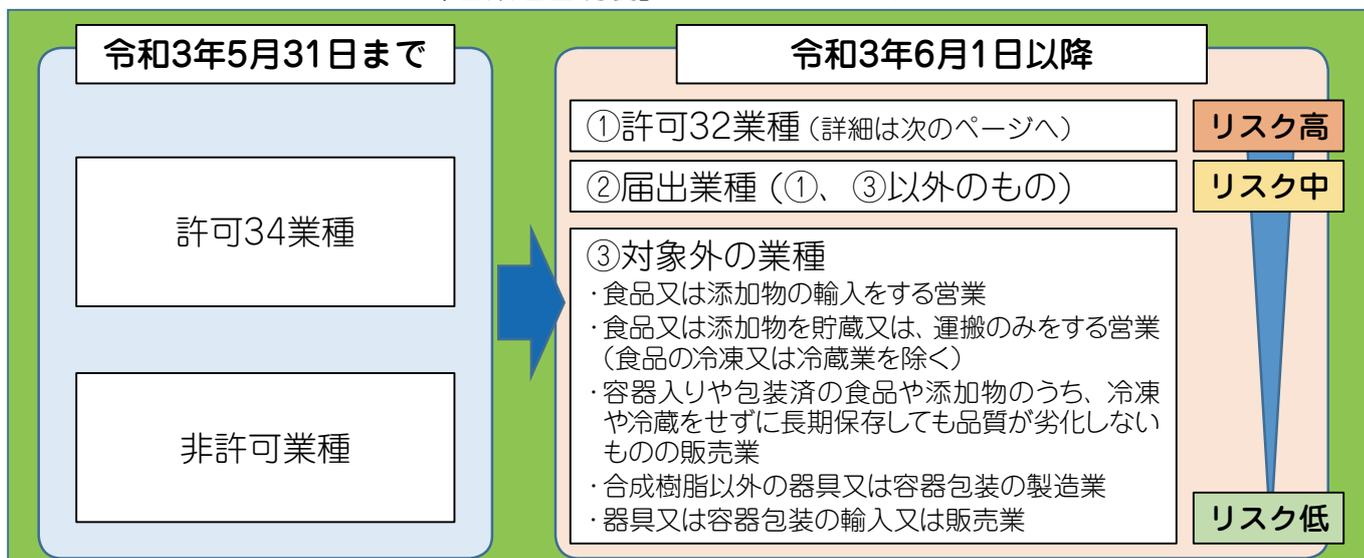
Tel.06-6222-8261

大阪府からのお知らせ  
食品衛生法改正のお知らせ



©2014 大阪府もずやん

令和3年6月1日より「新しい食品営業許可の区分」と  
「営業届出制度」がスタートします！



### すでに営業許可をお持ちの方

現在の許可有効期限の満了日まで、今までどおり営業を行うことができます。更新の時期に新しい営業許可区分の許可へ切替となります。

同じ施設で有効期間の異なる複数の許可を取得している場合は、業態により新しい営業許可区分への切替手続きの時期が異なりますので、府のホームページをご覧ください。ただ、許可を取った保健所にお問合せください。

★同じ施設で届出業に該当する営業を行っている場合は、営業届出の手続きが必要です。詳しくは、大阪府HP(右QRコード)をご覧ください。

新しい手数料等詳しくは  
大阪府HP  
「食品衛生法の改正について」



### すでに営業許可をお持ちで、令和3年6月1日以降に届出業となる業種を営む方

(乳類販売、包装済食肉販売\*1、包装済魚介類販売\*1、冰雪販売業 等)

◆令和3年6月1日以降も有効期限が残っている方(令和3年4月末までに許可の更新をした方)：  
自動で届出業に切り替えとなりますので、新たに届出手続きは不要です。

\*1 非包装の食肉や魚介類の販売も行う業態に変更したい場合は、**令和3年5月31日までに許可の変更届出(無料)をしてください。**令和3年6月1日以降に非包装の食肉や魚介類の販売も行う業態に変更する場合は、**新たに営業許可手続き(有料)が必要になりますのでご注意ください。**

◆令和3年5月31日に有効期限が満了になる方：令和3年11月30日までに営業届出の手続き(無料)が必要です。同じ施設で他の営業許可をお持ちの場合も届け出てください。すでに他の業種で届出済みの場合は不要です。  
\*1 非包装の食肉や魚介類の販売も行う業態に変更する場合は、5月中に許可の更新(有料)をして変更してください。

### すでに営業中の非許可業種で、令和3年6月1日から営業許可が必要になる業種を営む方

(漬物製造業、液卵製造業、そうざい半製品の製造 等)

令和3年6月1日から経過措置期間の令和6年5月31日までに営業許可(有料)を取得してください。

\*ただし令和3年6月1日以降に新しく始める場合は、上記期間に関わらず営業開始前に許可の取得が必要です。





品質とおいしさ  
**ロイヤルブレッド**

うそのない HACCP (ハセップ) 記録が 身を守る。

許可業種		業の内容	留意事項など
1	飲食店営業	食品を調理※し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	※その場で客に飲食させるか、又は短期間のうちに消費されることを前提として、飲食に最も適するように食品を加工成形すること。 ○喫茶店営業（露店含む）、露店の菓子製造業は、本業種に統合されます。
新設	調理機能を有する自動販売機	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	○自動販売機による営業を統合し、単独の業種として規定。 ○屋内設置、自動洗浄装置の有無等一定の要件を満たす場合は <b>届出業</b> となります。
3	食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業	○包装済の状態で作入れ、そのままの状態の販売は <b>届出業</b> となります。 ○未加熱のとんかつ、コロッケ等の半製品の調製・卸売は可能。これらを調理し完成品を販売する場合は飲食店営業の許可が必要。
4	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業	○包装済の状態で作入れ、そのままの状態の販売は <b>届出業</b> となります。 ○附帯的な調理（魚介類を茹でる、焼くなど）も可能。
5	魚介類競り売営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対による取引で販売する営業	○仲卸は魚介類販売業となり、本業種には含まれません。
6	集乳業	生乳※を集荷し、これを保存する営業	※搾乳後殺菌等の処理が行われていない動物の乳。 ○生牛乳、生山羊乳だけでなく動物乳全般が対象。 ○豆乳は動物の乳ではないため対象外。
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業	○乳製品（飲料に限る、乳酸菌飲料含む）、清涼飲料水の製造も可能。 ○牛乳、山羊乳だけでなく動物乳全般が対象。
8	特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業	
9	食肉処理業	食用の目的で鳥※1 若しくは獣畜※2 をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業	※1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥以外の鳥をいう。 ※2 と畜場法に規定する獣畜以外の獣畜をいう。 ○細切した食肉の小売販売も可能。
10	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業	○ばれいしょの発芽防止の加工のみ認められています。
11	菓子製造業	菓子（パン類及びあん類を含む）を製造する営業	○あん類製造業は、本業種に統合、露店は、飲食店営業に統合されます。 ○完成品を製造する営業であり、菓子種（冷凍パン生地、もなかの皮等）の製造は含まれません。 ○調理パンの製造も可能。 ○客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供することも可能。
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品※を製造する営業	※アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー等。
13	乳製品製造業	乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業	○乳等省令に規定する乳製品の製造が対象。 ○乳酸菌飲料（無脂乳固形分3.0%未満を含む）の製造も可能。 ○固形物の乳製品を仕入れ小分けのみを行う業は、食品の小分け業となります。
14	清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品（飲料に限る）を製造（小分けを含む）する営業	○生乳を使用しない乳酸菌飲料製造業は、本業種に統合されます。 ○生乳を使用しない乳飲料の製造も可能。
15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業	○食肉・食肉製品を使用したそうざい及びそうざい半製品（牛肉コロッケ、肉ギョウザ、生ハンバーグ等）の製造も可能。 ○食肉製品製造のための食肉の処理も可能。
新設	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物※若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業	※魚、貝類、イカ、タコ等に加え、クジラ、カエル、カメ等を含む。 ワカメ等の海藻は対象外。 ○魚肉練り製品（かまぼこ、ちくわ等）の製造を含む。 ○水産動物等若しくは水産動物等を主原料とした食品を使用したそうざいの製造も可能。
17	氷雪製造業	氷を製造する営業	○仕入れた氷の小分け、小売業者等への販売のみは <b>届出業</b> となります。



さくらいふ推進室がお届けする『3Hの予防習慣』をご紹介します。



---

**Hygiene(衛生)** 手洗いの呼び掛けと、衛生に関する正しい知識を広めます。

**Health(健康)** 感染症対策と食育で、健康的な体作りをサポートします。

**Hazard(危険)** 私たちの命を脅かすものから、身を守る方法をお伝えします。

公式HPにて、ご家庭の安全を守るための情報発信をしております！






イカリ消毒株式会社 さくらいふ推進室 TEL: 06-6636-2741 E-mail: sakulife@ikari.co.jp  
〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波5-1-60 なんばスカイオ15階  
@2021 さくらいふ、IKARI SHODOKU CO.,Ltd. JAPAN

マークの業種で特別な要件を満たした施設のみがフグの処理可能です。		令和3年6月1日以降の営業許可32業種
許可業種	業の内容	留意事項など
<b>新設</b> 18 液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造(小分けを含む)する営業	○液卵とは鶏の卵殻を割って内容物のみを集めたもの。 ○卵白だけ、卵黄だけのものも対象。
19 食用油脂製造業	食用油脂を製造する営業	○マーガリン又はショートニング製造業は、本業種に統合されます。 ○動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂の製造が対象。
20 みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆを製造する営業	○みそ製造業としょうゆ製造業が本業種に統合されます。 ○みそ加工品(粉末みそ、調味みそ等)の製造も可能。 ○しょうゆ加工品(原料に占めるしょうゆの重量割合が上位3位以内かつ5%以上のもの。つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等)の製造も可能。
21 酒類製造業	酒類を製造(小分けを含む)する営業	
22 豆腐製造業	豆腐を製造する営業	○豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物(おから等)を主原料とする食品(油揚げ、がんもどき、おからドーナツ等)の製造も可能。
23 納豆製造業	納豆を製造する営業	
24 麺類製造業	麺類を製造する営業	○生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等の製造が対象。 ○調理麺(麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したものの)の製造も可能。
25 そうざい製造業	煮物、焼き物、揚げ物、蒸し物、酢の物及びあえ物等、通常副産物として供されるもの又はこれらの食品と米飯その他主食と組み合わせた食品を製造する営業	○そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品(弁当、サンドイッチ等)の製造も可能。 ○喫食に際して調理が必要な、そうざい半製品(油で揚げる前のコロッケ等)の製造も本業種の営業許可が必要です。
<b>新設</b> 26 複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業	○HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。 ○高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品の製造を除く)、麺類製造業の許可取得を免除。 ○魚肉練り製品を製造する場合は、水産製品製造業の営業許可が必要です。
<b>新設</b> 27 冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業	○「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められた冷凍食品の製造が対象。冷凍や冷蔵で食品の保管のみを行う業は <b>届出業</b> となります。 ○小売販売用に包装された農水産物の冷凍品も対象。
<b>新設</b> 28 複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品(冷凍品に限る)を製造する営業	○HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。 ○高度な衛生管理を行うことを条件として、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業、麺類製造業の許可取得を免除。 ○「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められた冷凍食品の製造が対象。
<b>新設</b> 29 漬物製造業	漬物を製造する営業	○漬物を主原料として調味加工した漬物加工品の製造も可能(高菜漬炒め、味付けザーサイ等)。
<b>新設</b> 30 密封包装食品製造業	密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品)であって常温で保存が可能なものを製造する営業	○他の営業許可業種に該当するものは除く。 ○食酢(すし酢含む)、はちみつを除く。 ○従来のソース類製造業のうち、常温で長期間保存することを目的として容器包装に密封された食品を製造する場合は、本業種の営業許可が必要です。(その他は <b>届出業</b> となります)
<b>新設</b> 31 食品の小分け業	許可を要する製造業※において製造された食品(既製品)を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	※菓子製造業、乳製品製造業(固形物に限る)、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業。 ○製造に付随した小分け行為については、本業種の営業許可は不要。 ○調理や小売販売における小分け行為についても本業種の営業許可は不要。
32 添加物製造業	添加物※を製造(小分けを含む)する営業	※食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物が対象。 ○規格が定められた添加物の小分けを行う場合も対象。 ○規格が定められた添加物を用いた添加物製剤の製造も対象。



## Biorisk Management Company

〈業務内容〉  
 放射線医療施設や再生医療研究施設の環境衛生管理、作業環境測定、  
 臨床検査(新型コロナウイルスPCR検査)、感染症対策、環境消毒、  
 食品検査、受託試験、病態モデル生物の解析及び研究等

---

<b>本 社</b> 〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目8番12号 TEL.06-6267-8910 FAX.06-6267-8913	<b>東京支社</b> 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-1-1 秋葉原Cビル4階 TEL.03-5829-4875 FAX.03-5829-4876	1414人形町事務所/関西学研ラボラトリー・生活圏環境衛生研究所 〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台3-6-1 (関西文化学術研究都市) TEL.0774-98-2130 FAX.0774-95-3881
---	--	---

## 大阪府内保健所一覧

保健所名称	所在地	電話番号	所管地域
大阪府 池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
大阪府 茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
大阪府 守口保健所	守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3134	守口市、門真市
大阪府 四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
大阪府 藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
大阪府 富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 太子町、河南町、千早赤阪村
大阪府 和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
大阪府 岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
大阪府 泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、 田尻町、岬町
大阪市保健所 北部生活衛生監視事務所	大阪市北区扇町2-1-27 (北区役所2階)	06-6313-9518	大阪市(北区、都島区、淀川区、 東淀川区、旭区)
大阪市保健所 西部生活衛生監視事務所	大阪市港区市岡1-15-25 (港区役所4階)	06-6576-9240	大阪市(福島区、此花区、西区、 港区、大正区、西淀川区)
大阪市保健所 東部生活衛生監視事務所	大阪市中央区久太郎町1-2-27 (中央区役所3階)	06-6267-9888	大阪市(中央区、天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城東区、鶴見区)
大阪市保健所 南東部生活衛生監視事務所	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 (サンプル阿倍野3階)	06-6647-0723	大阪市(阿倍野区、東住吉区、平野区)
大阪市保健所 南西部生活衛生監視事務所	大阪市住之江区浜口東3-5-16 (住之江区保健福祉センター分館)	06-4301-7240	大阪市(住之江区、住吉区、西成区)
堺市保健所	堺市堺区南瓦町3-1	072-222-9925	堺市
豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7320	豊中市
吹田市保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2226	吹田市
高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9331	高槻市
枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7624	枚方市
八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-6643	八尾市
寝屋川市保健所	寝屋川市八坂町28-3	072-829-7721	寝屋川市
東大阪市保健所	東大阪市岩田町4-3-22 (希来里施設棟5階)	072-960-3803	東大阪市

お客様が安全安心に施設をご利用いただくために。

### ■ ノロウイルス検査

リアルタイムRT-PCR法による  
高感度検査

365日 午前着即日検査対応

### ■ 施設衛生検査

- 食品検査
- 衛生点検
- 厨房の拭き取り検査

### ■ JFS規格監査

衛生コンサルティング JFS-A/Bスキーム

HACCPの実施を含む

C B A 一般衛生管理を中心

### ■ 新型コロナ ウイルス PCR検査

一斉検査で集団感染を未然に防ぐ!

採取者の感染リスク・被験者の負担を抑える  
<唾液採取法>を採用



株式会社 静環検査センター 大阪支店

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-8-2 新大阪KGビル2F  
TEL 06-6307-7220 <https://www.seikankensa.co.jp>

厚生労働省認可共済

さらに  
補償が拡大!!

# あんしんフード君

(総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。



## オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク

- 食中毒
- 異物混入等

- 従業員の過失
- 施設の欠陥等

- 店舗内の漏水で階下の施設を汚損

- お預かり品にかかわる損害

- 店舗内で食事中に盗難

納得の掛金で安心補償

ワンランク上の  
総合食品賠償共済誕生!

## 「スーパーあんしんフード君」

- 「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!
- 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

### ●弁護士無料電話相談サービス

お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人

## 日本食品衛生協会 共済部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1

TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

### 食品中の細菌検査

原材料や製品の基準や衛生状態を確認します。



### ふきとり検査

調理器具、調理者の手指の汚れ具合を確認します。製造工程の衛生チェックにも役立ちます。



### 衛生管理アドバイス

- ①食品衛生法改正で制度化されたHACCPに基づく衛生管理の助言や衛生管理計画作成のお手伝いをいたします。
- ②検査結果などから食品衛生管理の助言をいたします。
- ③衛生講習会をいたします。

### 保存試験

食品の消費期限や賞味期限の期限設定を科学的に行います。



### 異物検査

製品などに混入した異物を原因究明のために特定します。



公益社団法人 大阪食品衛生協会 食品検査センター

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東2丁目-11-13

電話：06-6554-7450 FAX：06-6551-3829

OFHA201907

# コロナウイルス感染症早期終息を願って

(順不同)

大阪食品衛生協会 豊中支部 支部長 黒川育正	大阪食品衛生協会 吹田支部 支部長 石井博章	大阪食品衛生協会 茨木支部 支部長 野口健一	大阪食品衛生協会 高槻支部 支部長 高木昌三	大阪食品衛生協会 枚方支部 支部長 大崎明信	大阪食品衛生協会 寝屋川支部 支部長 田中統	大阪食品衛生協会 守口支部 支部長 齊藤俊徳	大阪食品衛生協会 門真支部 支部長 吉川義孝	大阪食品衛生協会 八尾支部 支部長 中原義任		
大阪食品衛生協会 柏原支部 支部長 兵頭優文	大阪食品衛生協会 東大阪支部 支部長 山口末治	大阪食品衛生協会 東大阪中支部 支部長 宮本直之	大阪食品衛生協会 東大阪西支部 支部長 栗飯原昌弘	大阪食品衛生協会 堺支部 支部長 河盛幹雄	大阪食品衛生協会 松原支部 支部長 南野博則	大阪食品衛生協会 藤井寺支部 支部長 金銅俊二	大阪食品衛生協会 狭山支部 支部長 中崑一光	大阪食品衛生協会 富田林支部 支部長 猪阪成宏		
大阪食品衛生協会 和泉支部 支部長 谷村秀男	大阪食品衛生協会 泉大津支部 支部長 榎本稔	大阪食品衛生協会 岸和田支部 支部長 土井康司	大阪食品衛生協会 貝塚支部 支部長 林孝信	大阪食品衛生協会 泉佐野支部 支部長 左近哲也	大阪食品衛生協会 尾崎支部 支部長 平井謙三	大阪食品衛生協会 関西国際空港支部 支部長 梅津光浩	大阪食品衛生協会 大阪府中央卸売市場支部 天王寺支部 支部長 酒井孝博	大阪食品衛生協会 北支部 支部長 田頭泰		
大阪食品衛生協会 都島支部 支部長 秦啓員	大阪食品衛生協会 福島支部 支部長 吉川隆之	大阪食品衛生協会 此花支部 代理支部長 西田一	大阪食品衛生協会 中央支部 支部長 池田享司	大阪食品衛生協会 西支部 支部長 塚原成典	大阪食品衛生協会 港支部 支部長 宇畑芳廣	大阪食品衛生協会 大正支部 支部長 坂口勝治	大阪食品衛生協会 天王寺支部 支部長 高橋博文	大阪食品衛生協会 浪速支部 支部長 松本芳夫		
大阪食品衛生協会 西淀川支部 代理支部長 森下世志典	大阪食品衛生協会 東淀川支部 支部長 浅田勝	大阪食品衛生協会 東成支部 支部長 辻中薫	大阪食品衛生協会 生野支部 支部長 多田龍弘	大阪食品衛生協会 旭支部 支部長 福崎敏博	大阪食品衛生協会 城東支部 支部長 井土賢一	大阪食品衛生協会 鶴見支部 代理支部長 中易義暢	大阪食品衛生協会 阿倍野支部 支部長 中川勝博	大阪食品衛生協会 住之江支部 支部長 子田憲一		
大阪食品衛生協会 住吉支部 支部長 竹内啓太	大阪食品衛生協会 東住吉支部 支部長 榊井増太郎	大阪食品衛生協会 平野支部 支部長 高須昭吉	大阪食品衛生協会 西成支部 支部長 岸谷正純	<p><b>* 訃報 *</b></p> <p>当協会前会長の田中清三氏が、令和3年2月24日に逝去されました。(享年92歳)</p> <p>平成15年から平成22年までの7年間にわたり会長として当協会の発展にご尽力いただきました。ここに哀悼の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。</p> 				大阪食品衛生協会 住吉支部 支部長 高須昭吉	大阪食品衛生協会 東住吉支部 支部長 榊井増太郎	大阪食品衛生協会 西淀川支部 代理支部長 森下世志典

## 公益社団法人 大阪食品衛生協会 食品検査センターのご案内

- 食品の細菌や異物等の検査業務を行っておりますので、ご利用ください。
- 検査項目・検査手数料等詳細については、下記にお問い合わせください。

大阪市大正区三軒家東2-11-13  
電話 06-6554-7450

発行所

## 公益社団法人大阪食品衛生協会

会長 津田 孝治

〒541-0044 大阪市中央区伏見町2-4-6 (大阪薬業クラブ内)  
電話 06-6227-5390 FAX 06-6232-0417

□当協会では、ホームページを開設しておりますのでご利用ください。  
アドレス <http://www.ofha.or.jp/>